

令和7年度大分県職員（職業訓練指導員）採用選考要領

令和7年4月24日

大分県人事委員会

1 選考対象職種、採用予定者数及び職務内容

職種	採用予定者数	職務内容
職業訓練指導員 (建築システム系)	1 人	主として、県立工科短期大学校において、建築計画、建築設計、建築環境工学、建築設備等の学科及び実技に関する高度職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する職業訓練）に相当する指導業務に従事します。 また、県立高等技術専門校における同様の学科及び実技に関する普通職業訓練（職業能力開発促進法施行規則第9条に規定する職業訓練）に相当する指導業務や商工観光労働部の本庁における職業能力開発等に関する業務に従事することもあります。

2 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 昭和61年4月2日以降に生まれた者
- (2) 学校教育法に基づく4年制大学（職業能力開発総合大学校を含む。）、短期大学若しくは高等専門学校の建築系の学科又はこれに準ずると認められる学科を卒業した者若しくは令和8年3月までに卒業見込みの者
大分県人事委員会が上記に該当する者と同等の資格があると認める者
- (3) 専門課程の高度職業訓練における職業訓練指導員の資格（職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例（平成24年大分県条例第72号）第10条）のいずれかに該当する者又は令和8年3月31日までに該当見込みの者（別紙参照）
- (4) 地方公務員法第16条及び職業能力開発促進法第28条第5項に該当しない者
- (5) 令和8年4月1日以降の採用に応じられる者

※ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

※ 日本国籍を有しない者も受験できます。ただし、日本国籍を有しない者は、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。

また、日本国籍を有しない者の任用にあたっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。

3 選考方法、日時等

区分	選考項目	選考の内容	日時	場所
第1次選考 (全員受験)	論文試験 (80点)	職務の遂行に必要な論理性、表現力等についての筆記試験	令和7年6月29日(日) 入室開始 午前9時30分 着席完了 午前9時50分	大分高等技術専門校 (大分市大字下宗方 1035-1) 電話 097-542-3411 (自動車での来場及び 駐車もできます。)
	専門試験 択一試験 (80点)	専門的知識、能力及び技術等についての択一式による筆記試験 【出題分野】 建築計画、建築環境工学、 建築設備、建築法規、 建築構造、建築施工等	試験時間 論文試験 午前10時00分～11時30分 専門試験（択一）	
	記述試験 (160点)	建築計画、建築設計、建築環境工学、建築設備等についての記述式による筆記試験	午後0時40分～2時10分 専門試験（記述） 午後2時30分～4時	

第2次選考 (第1次選考の合格者のみ受験)	面接 (320点)	(1) 公務員としての適格性 (2) 専門的知識 (3) 人物	についての個別面接	令和7年8月1日(金) ※時間は別途連絡	大分県市町村会館 (大分市大手町2-3-12) ※詳細は別途連絡
------------------------------	--------------	---------------------------------------	-----------	-------------------------	--

(注) 1 論文試験及び専門試験は、試験開始後30分を経過したら入室できません。

2 第1次選考の合格通知(連絡)は、7月11日(金)に行う予定であり、当該合格者についてのみ第2次選考を行うこととします。合格発表は専用サイトのマイページ内でお伝えします。また、合格者の受験番号は「大分県職員採用ポータル」に掲載します。必ず「大分県職員採用ポータル」にて合否を確認してください。

3 受験者数の状況によっては、面接試験の実施日・会場等を変更する場合があります。

4 選考結果の情報提供

受験者は、第1次選考及び第2次選考の選考項目別得点、総合得点及び総合順位を合格発表日以降に閲覧することができます。(口頭による開示請求に基づく簡易開示は行いません。)

なお、各選考項目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は「不合格」となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても「不合格」となる場合があります。

区 分	閲覧できる者	閲覧できる内容	閲覧期間	閲覧の方法
第1次選考	第1次選考不合格者 (途中棄権者を除く。)	選考項目別得点、 総合得点及び総合 順位	合格発表の日から起算 して1か月間	各選考の合格発表の日以降に 専用サイトのマイページ内でお 伝えします。
第2次選考	第1次選考合格者			

5 受験申込手続き

(1) 受付期間	○令和7年4月23日(水)～6月20日(金) 午後5時15分 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けします。
(2) インターネットによる申込み 	○申込みはインターネットでのみ受け付けします。なお、インターネットによる申込みをする前に、(3)のインターネットの申込みの前に準備するデータを、申込みを行うパソコン又はスマートフォンに保存しておいてください。 ○「大分県職員採用ポータル」から、「職業訓練指導員(建築システム系)」にアクセスし、申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください(ご使用の機種や環境によっては、利用できないことがあります)。スマートフォン等をご利用の場合は、左の2次元コードからアクセスすることもできます。 ○申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を専用サイトのマイページ内に送信するので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県人事委員会事務局まで連絡をしてください。 ○システムの操作等でご不明な点がございましたら、大分県人事委員会事務局(097-506-5222:受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日は除く。))にお問い合わせください。

(3) インターネットの申込みの前に準備するデータ	①顔写真データ ・申込前6か月以内に写した上半身脱帽正面向きのもの ・写真の大きさは「縦4：横3」の比率が基本です。 推奨サイズは、「560Pixel×420Pixel」もしくは「600Pixel×450Pixel」です。 ・画像のファイル形式は「JPEG」、「JPG」又は「PNG」で、画像のファイル名は『顔写真（受験者氏名）』としてください。 例：顔写真（大分太郎） ②自己紹介書 ・ホームページ掲載の様式に必要な事項を入力したもの ③大学等の卒業（見込）証明書の画像データ ・上記「2受験資格」の（2）に該当することが証明できる大学等の卒業（見込）証明書をスキャナーでA4サイズに縮小してスキャンしたPDFデータ。 ・PDFデータのファイル名は、『卒業（見込）証明書（受験者氏名）』としてください。 例：卒業（見込）証明書（大分太郎） ④職業訓練指導員免許証（免許保有者のみ）の画像データ ・建築科の職業訓練指導員免許証をスキャナーでA4サイズに縮小してスキャンしたPDFデータ。 ・PDFデータのファイル名は、『職業訓練指導員免許証（受験者氏名）』としてください。
(4) 受験票の送付	○6月25日（水）までに、専用サイトのマイページ内に送信するので、<u>各自で印刷し、通常はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。</u> ※ 6月26日（木）時点で受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

6 採 用 時 期

令和8年4月1日以降

7 給 与

初任給は、採用前の職歴等を勘案の上、決定されます。例えば、採用時の年齢が35歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験年数が13年の場合、月額315,800円程度です。

また、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が勤務条件に応じて支給されます。

なお、例示した月額は令和7年4月1日現在のもので、職歴のある者は、条件に応じて加算されます。

8 問 合 せ ・ 連 絡 先

大分県人事委員会事務局

大分市大手町2丁目3番12号（〒870-0022）

電話 097-506-5222

「大分県職員採用ポータル」<https://oita-recruit.com>



9 そ の 他

送付された受験票は、選考当日に必ず持ってきてください。

昼食は各自で準備してください。

(別紙)

高度職業訓練における職業訓練指導員の資格

(職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例第 10 条)

建築システム系分野において、次の各号のいずれかに該当する者又は令和 8 年 3 月 31 日までに該当見込みの者

- 一 高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの(令和三年三月三十一日以前に長期養成課程、短期養成課程(実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。))又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者(短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る。))であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものを含む。)
- 二 博士若しくは修士の学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- 三 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校(以下、「大学等」という。))において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者
- 四 大学等において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者
- 五 大学等において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- 六 大学等において、三年以上の助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- 七 研究所、試験所等に五年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
- 八 三年以上の教育訓練に関する指導の経験を有する者であつて、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
- 九 十年以上(学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位及び学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。))を含む。))を有する者にあつては、五年以上)の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの(令和三年三月三十一日以前に短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者(実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修した者に限る。))のうち十年以上の実務の経験を有するものであつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものを含む。)

○職業訓練指導員資格に関するお問合せ先

商工観光労働部 産業人材政策課 職業能力開発班

(電話：097-506-3328)